

1 実施結果

- (1) 申請期間 6月7日～21日
- (2) 応募件数 合計 13 件
 - (市内 11 件)
 - (市外 2 件)
- (3) 空き家所在地
 - 苫小牧駅以東 1軒
 - 苫小牧駅以西 12軒

6月26日抽選により対象の5件を決定。

来年度も継続して 実施予定

リーフレット



1. 制度内容

目的
空家等の解体を促進し、土地の有効活用を図り、もって市民の居住環境の向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

対象者 (次の全てに該当する方)
 ① 空家等の所有者または相続人。
 (種数いる場合は、その全員から同意を得ていること。)
 ② 補助対象者の前年所得額が220万円以下であること。
 ③ 市税の滞納がないこと。
 ④ 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有しない者。

空家等要件 (次の全てに該当する空家等)
 ① 苫小牧市内に存在すること。
 ② 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
 ③ 個人所有の共同住宅を除く建物で、居住されていない建物。
 ④ 所有権以外の権利が設定されていないこと。(抵当権等)
 ⑤ 国や他の地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。

工事要件 (次の全てに該当する工事)
 ① 空家等を含む敷地内の全ての建物を解体し、所在地を更地にする。 (埠、水道、基礎、その他埋設物含む)
 ② 苫小牧市内に本店、支店又は営業所等を有する、解体事業者等に請け負わせるものであること。
 ③ 翌年2月末日までに工事が完了すること。

補助件数
5件

補助金額
工事費の1/2 (上限50万円)

申請受付期間
2019年6月7日 (金) から6月21日 (金)
 (郵送の場合、6月21日の消印有効)
 受付期間内で申請が5件を超えた場合は抽選し、結果を連絡します。
 5件に達しなかった場合、受付期間後も随時受付いたします。

その他
 ① 補助金の支払いは、解体工事費用の支払い完了後になります。
 ② 申請書等については、市ホームページでのダウンロード又は市民生活課窓口にて設置しております。
 ③ 予算の上限に達し次第、今年度の受付は終了します。

2. 補助金交付までの流れ

申請者 市

市へ申請

審査・決定通知

工事着工

市へ実績報告

現地調査

補助金確定通知


市へ補助金請求

補助金交付

3. 書類提出・お問い合わせ先

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
 苫小牧市民生活部市民生活課 TEL: 0144-32-6303 (直通)
 ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp>

広報とまこまい5月号



補助制度の概要

● 補助対象となる空家等

- ① 苫小牧市内に存在すること
- ② 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- ③ 個人所有の共同住宅を除く建物で、居住されていない建物
- ④ 所有権以外の権利が設定されていないこと(抵当権等)
- ⑤ 国や他の地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと

● 補助対象者

- ① 空家等の所有者または相続人
- (種数いる場合は、その全員から同意を得ていること)
- ② 補助対象者の前年所得額が220万円以下であること
- ③ 市税の滞納がないこと
- ④ 暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有しない者

● 補助金額

工事費の1/2 (上限50万円)

● 申請受付期間

2019年6月7日(金) から6月21日(金)
 (郵送の場合、6月21日の消印有効)
 受付期間内で申請が5件を超えた場合は抽選し、結果を連絡します。
 5件に達しなかった場合、受付期間後も随時受付いたします。

● その他

- ① 補助金の支払いは、解体工事費用の支払い完了後になります
- ② 申請書等については、市ホームページでのダウンロード又は市民生活課窓口にて設置しております
- ③ 予算の上限に達し次第、今年度の受付は終了します

空き家を放置すると、こんな問題が起こります

不法占拠や
騒音の心配による苦情

不法投棄の発生

都市の景観に
悪影響を与える

近隣の住民に
健康被害の恐れ

● 補助金交付までの流れ

市へ申請

審査・決定通知

工事着工

市へ実績報告

現地調査

補助金確定通知

市へ補助金請求

補助金交付